

令和 6 年度 第 1 回 議事録

笠岡市農業委員会

6 . 4 . 2

第 1 回笠岡市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和6年4月2日 午前9時30分
- 2 開会日時 令和6年4月2日 午前9時30分
- 3 閉会日時 令和6年4月2日 午前10時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	森 井 政 紀	○	8	鹿 嶋 耕 三	○
2	櫛 田 繁 造	○	9	片 岡 芳 和	○
3	仁井名 雅 子	○	10	大 平 貴 之	○
4	梶 田 宏 一	○	11	天 野 平 之 進	欠
5	仁 科 智 之	○	12	西 江 務	○
6	北 村 卓 士	○	13	守 屋 映 男	○
7	佐 内 繁 文	○			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	大 平 章 之
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	畦 崎 友 梨	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	林 和 美	主 査	倉 田 和 輝
推進委員	有 本 正 義	主 事	西 山 彰 人
推進委員	桑 田 圭 介	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	藤 田 潔		

	氏 名	氏 名
傍聴人		

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 1 号	農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
報告第 1 号	解約証書の受理について
報告第 2 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
報告第 3 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 4 号	農地法施行規則該当転用届について
報告第 5 号	取止書の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

4 番委員

5 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和6年度第1回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、4月1日より農業委員として森井 政紀さんが着任されています。それでは、森井委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
	(森井委員あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、4月の人事異動により農業委員会事務局職員の異動がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>事務局より、農政水産課課長補佐及び農業委員会事務局次長の松枝が財政課へ異動となりました。また、課からの異動はありませんが、倉田が担当業務の追加により、農業委員会事務局主査となりました。</p> <p>それでは、異動のありました職員からご挨拶を申し上げます。</p>
	(異動職員あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第1回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を4番梶田委員、5番仁科委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。1ページをご覧ください。</p> <p>上程されております1名につきまして、令和6年4月1日から令和7年3月31日を任期とし、笠岡市農地利用最適化推進委員として委嘱を行うこととしてよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(重見委員入室)</p> <p>それではこれより委嘱状の交付を行います。重見委員は前の方へお願いいたします。</p>

	<p>(委嘱状交付)</p> <p>それでは、重見推進委員にも自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>(重見推進委員あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー1号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー1号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>譲受人は、農地の管理が困難となっており、国庫帰属制度の活用も考えていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は、自宅にて家庭菜園の経験は有しておりますが、自身の農地で耕作をするのは初めてのため営農計画書の提出があります。申請地では、家庭菜園の延長として季節野菜を作付けする予定としております。農機具については、耕耘機、くわは所有しており、〇㎡の申請地を家族で耕作するのは可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー2号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー2号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は、農地の管理が困難となっていた譲渡人から隣接する住宅と併せて申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は、農業経験がないため、営農計画書の提出があります。農機具として、耕耘機を1台を譲受けており、〇㎡の狭小農地を〇人で耕作管理する予</p>

	<p>定です。自宅から農地までの距離は〇kmのため自動車に通いますが、農地に隣接する住宅を笠岡市での拠点とするとのことであり、申請地の耕作管理は十分可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー3号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー3号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は、相続人不存在となっていた農地〇筆を譲り受けるものです。申請地では果樹、野菜を栽培する予定としております。譲受人は、〇〇の農地にて果樹、野菜を栽培しており、耕作経験は有しています。申請地は譲受人の自宅と近接しており、〇筆については荒れるのを防止するために譲受人が草刈管理してきた経緯があります。〇筆については、現状では木が生い茂っている状態ですが、今後時間をかけて農地として復元していくことを予定しております。</p> <p>申請地は約〇〇㎡と小さくはないですが、農機具として耕耘機は所有しており、申請地では主に果樹の栽培を予定していることから、家族で適切に耕作管理していくことは可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>

	<p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー4号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー4号でございます。〇〇から〇〇、〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は、空き家バンク制度を活用して、農地の管理が困難となっていた譲渡人から隣接する住宅と併せて申請地を譲り受けるものです。譲受人の〇〇は申請地に隣接する住宅に移住する予定としています。〇〇については、当面は数か月毎に現住所と申請地を行き来する生活を予定していますが、いわゆる「終の棲家」として考えていることを確認しています。 譲受人は、農業経験はほとんどありませんが、譲渡人の所有する耕耘機を2台譲受け、申請地では栗、柿、野菜を栽培する予定としています。現地調査にて申請地が草刈管理されていることを確認しており、面積は、新規営農としては小さくないですが、自宅に隣接する農地を〇人で耕作管理していくことは可能と考えられます。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー1号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー1号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は農業用倉庫でございます。 本案件は令和5年度第9回の農業委員会にて許可になっておりましたが、その際は土地全体の転用となっていたことから、現在の使用状況どおり、農業用倉庫及び進入路部分のみを転用し、残りは農地として利用する形で再申請を行うものです。転用地以外は野菜等を作付けしており、今後も引き続き農地として使用することを確認しています。 申請者は、申請地近辺に住んでおり、農地も申請地周辺に複数所有しています。農業を行うにあたり、使用する資材や農機具等の置場を確保する必要があります。</p>

	<p>ありますが、周囲は農地に囲まれており、申請地以外に農業用倉庫を設置することが出来ないとのことで、代替性要件を満たしていると思われま</p> <p>申請地は第2種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われま</p> <p>周囲の影響につきましては、盛土等の造成は行わないため、土砂の流出はないと思われま</p> <p>雨水については、自然浸透にて対応し、吸収しきれなかった場合は、近くの溝に流れるとのことで問題ないと思われま</p> <p>また、建築物の高さは約3mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われま</p> <p>なお、当申請に先立ち、前回の許可の取止書を受領しており、報告第5号にて報告案件としておりま</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、関連がありますのでナンバー2号及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー1号、2号、3号をあわせて上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー2号及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー1号、2号、3号でございます。〇〇による4条の許可申請及び、〇〇から〇〇、〇〇、〇〇へ参ります、5条の所有権移転(贈与)でございます。申請地は、〇〇の畑4筆、農地区分は第2種農地、転用目的は墓地でございます。</p> <p>〇〇及びその親族はこの度、申請地を転用し、墓地用地として使用したいとのことです。〇〇及びその親族の墓地が山中にあり、勾配も急で参拝が困難であるため、墓地を移設する予定であり、所有する土地の中で、〇〇及びその親族の居住地から近く、安全に参拝できる場所は申請地のみであるとのことです。申請地は第2種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われま</p> <p>周囲の影響につきましては、隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置するため、土砂の流出はないと思われま</p> <p>雨水につきましては自然浸透にて対応するとのことで、問題ないと思われま</p> <p>また、申請地には、墓を建てる</p>

	<p>ことによる，周囲の農地の日照，通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお，当案件について環境課とも協議をしており，墓地経営許可申請書が提出されていることも確認済みです</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>つづきまして，報告第1号「解約証書の受理について」，報告第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」，報告第3号「農作業等受委託契約書の受理について」，報告第4号「農地法施行規則該当転用届について」，報告第5号「取止書の受理について」ですが，関係委員の皆様には，今後の農地の活用について，ご指導のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で，事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 5月7日(火)午前9時30分から 笠岡市役所本庁 3階 第一会議室</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回議案発送日4月26日(金)，申請書締切日4月19日(金) ・ 親睦会決算監査報告 ・ 女性シンポジウムの報告 ・ 新年度会について(4月26日16時半～) ・ 活動記録簿の配布 ・ 新任委員への勉強会 <p>それでは，以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>